【規程番号　神女大Ⅵ－006】

神戸女子大学学生寮学生運営委員会規程

（目的）

第１条　神戸女子大学天神寮、神戸女子大学行幸寮は寮生活の円滑な運営を図るため、寮生からなる学生寮学生運営委員会（以下、「委員会」という。）をおく。

（活動）

第２条　委員会は寮監長・寮監の指導・助言の下、次に掲げる事項について活動する。

(1) 寮内行事
(2) 防災訓練
(3) 地域ボランティア活動
(4) 委員会会報誌の作成
(5) その他各寮にて委員長が必要と認める事項

（組織）

第３条　委員会は次に掲げる委員によって構成する。任期は１年とする。

(1) 委員長　　１名
(2) 副委員長　　２名
(3) 会計　　１名
(4) その他委員長が必要と認めた者

（委員の選出方法）

第４条　各委員は寮生の希望者の中から寮監長・寮監の協議により決定する。

（規程の改廃）

第５条　この規程の改廃は、学生委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。（委員会名称の変更）